

千葉県国土利用計画地方審議会 議事概要

1 日 時 平成19年2月7日（水） 午後1時30分から

2 場 所 ホテルプラザ菜の花 3階菜の花

3 出席者（委員）

加瀬会長、赤田委員、飯田委員、岡田委員、加藤委員、黒田委員、近藤委員、佐藤委員、嶋田委員、鈴木委員、高橋（節）委員、長谷川委員、森田委員、山田委員、山本委員

4 議 事

1) 開 会

2) 新任委員の紹介

1名の新任委員（黒田委員）を事務局より紹介

3) 議 事

(1) 千葉県土地利用基本計画（計画図）の変更について

事務局より、変更事案15件について議案資料及び写真等で説明し、原案のとおり変更することについて承認された。

(2) 報告事項

① 平成17年度林地開発許可等の状況について

平成17年度における森林法に基づく林地開発許可の状況及び開発未了案件の状況等について担当課から説明を行った。

② 国土形成計画（全国計画）の策定状況及び同計画（全国計画）に対する本県の計画提案について

国土形成計画法に基づいて策定される国土形成計画（全国計画）の策定検討状況や、同計画に対して県が行った計画提案の結果概要等について事務局から説明を行った。

③ 国土利用計画（全国計画）の改定について

国土利用計画法に基づいて策定される第4次国土利用計画（全国計画）の検討状況等について事務局から説明を行った。

④ 千葉県国土利用計画について

国土利用計画法に基づき、今後千葉県が策定する第4次千葉県国土利用計画の検討に先立ち、現行計画である第3次千葉県国土利用計画の検証結果及び第4次千葉県国土利用計画の策定スケジュールについて事務局から説明し、意見交換を行った。

4) 閉 会

5 主な発言内容（順不同）

（1）千葉県土地利用基本計画（計画図）の変更について

- 既に良好な住環境になっている、市街化されているものも含まれている。かなり前にできあがっているものもあるが、どれくらい経過して審議会にかけられるのか。
（事務局）これらについては、5年に一度の都市計画の見直しにあわせて、市街化調整区域を市街化区域に編入することに伴い、農業地域を縮小するという土地利用基本計画の変更に係る諮問事項となっている。
- 県の国土利用計画での農用地の目標面積が、現在どのような状態になっているのか、それを満たす中で今回の土地利用基本計画の変更が行われているのか。
（事務局）農業地域の縮小は、イコール農地面積の縮小ということではない。農業地域というのは、面的に農業を振興する必要がある地域であり、そこには、宅地、森林、農地も含まれる。
- 県の国土利用計画で、農地面積が目標より少なくなっているなら、さらに農地の縮小を認めるということは、県の方針から反するのではないか。
- この問題はずっと議論の対象にしてきたが、土地利用基本計画そのものが、規制力をもたないという弱いところがあり、森林にしても、農地にしても、実態は、個別規制法サイドで決めたものを、追認していくような流れとなっており、制度の改善を国に要望してきている。本審議会としても、部会を設置し、県土利用のあり方につき検討し県への報告書を作成するなど、主体性をもった計画をつくるために努力してきている。実質的にどう主体性を担保できるかがこれからの課題と思う。

（2）報告事項①：平成17年度林地開発許可等の状況について

- 林地開発の未了案件について確認したいが、山砂の採取とか、産業廃棄物の処理関係での林地開発案件は、表の中では、どこに含まれるのか。
（事務局）この表では、砂利採取などの一時転用案件は取り上げていない。
- そうすると、砂利採取や産廃関係で、ここにあげていない部分で、森林が一時転用されている部分があるのではないか。
（事務局）このほかにも、砂利採取など、一時転用ということで別途許可している。
- 現実には、森林に復元されずにいるものが多いという状況をおさえておく必要がある。是非、砂利とか産廃の現状を審議会でも報告してほしい。
- 林地開発許可の未完了案件の中のゴルフ場のことだが、未完了として18年12月末現在で28件、1,458ヘクタールとなっているが、これは、ゴルフ場の

総量規制という流れの中の未完了という意味合いなのか。
(事務局) 総量規制までに従前計画があったものについて、駆け込み的に林地開発として許可された案件と思われる。

- 林地開発許可がおりて開発され、開発が終わった段階で土地利用基本計画の変更として、この審議会にあがってくる。そうすると、この3, 264ヘクタールについては、林地開発許可は出したが、完了していないので、この審議会にはあがらない。どれだけ許可し、どれだけ完了し、今どれだけ残っているのか、その理由は何か等を明確にしておかないと、3千ヘクタールもの土地を許可したままなのかという疑問も出てくる。これからは、この推移については、どんなトレンドになっていくのかを含めて、注意して管理・監視をしていただきたい。
- 5番目の東金市のモータープール造成の7.8ヘクタールが許可されたとの報告があったが、許可後に違うものに転換されていくということがあるのか。
(事務局) 事業者のモータープールという利用計画に基づいて許可をしている。完了報告等が出された時点でその状況について確認をし、処理していくことになる。
- 農地転用許可についても、報告のあった林地開発許可の未完了案件の状況と同じようなデータはあるのか。農地についてもきちんと把握し、審議会で報告した方がいいのではないかと。

(3) 報告事項②：国土形成計画（全国計画）の策定状況及び同計画（全国計画）に対する本県の計画提案について

- 国土形成計画は前の全総だが、これには総合開発審議会があったのではないかと。
(事務局) 総合開発審議会は廃止された。
- では、国土形成計画も本審議会の所掌になったということか。
(事務局) そうではない。国土形成計画と国土利用計画は相互に関連もあり、両方の全国計画は一体として作られるという関係から、この場を借りて、関連計画・制度についても説明を行った。
- 「新たな公」という言葉が、中間とりまとめでも、県の提案でも使われているが、これは、市民権を得た言葉として、中身も成熟して定着しているのか。
(事務局) 国土審議会の中でも、昨年の中間とりまとめで「新たな公」がはじめて位置付けられた。広域地方計画のプレ協議会の中でも、各都県市から「新たな公」の概念が、中間取りまとめの中で混乱して使われているという意見が出ている。内容が明確で広く周知されている言葉ではないと考えている。
- 国土形成計画・国土利用計画も「形成」と「利用」、端的にいつ何が違うのか。
(事務局) 国土形成計画は、国土形成計画法に基づいて、国土利用計画は、国土利用計画法に基づいて策定する。また、法律に定める計画事項が違う。国土利用計画では、国土の利用についてのビジョン、区分ごとの規模の目標、達成のための措置を定める計画になっている。国土形成計画は、計画事項が多岐にわたっており、「土地、

水その他の国土資源の利用及び保全」、「海域の利用及び保全」、「震災、水害、風害その他の災害の防除及び軽減」、「都市及び農山漁村の規模及び配置の調整、整備」、「産業の適正な立地」、「交通施設、情報通信施設、科学技術に係る研究施設その他の重要な公共的施設の利用、整備及び保全」、「文化、厚生及び観光に関する資源の保護、施設の利用及び整備」、「国土における良好な環境の創出その他の環境の保全及び良好な景観の形成」と、レンジの広い計画になっている。

○ 美しい国をどう作るか、というのが国土形成計画で、美しい国を作るための土地をどう利用するか、農地・宅地はどれくらい必要なのかなどという、利用についての部分が国土利用計画の方というわけ方になるのではないか。

○ 「新たな公」についてであるが、「住民、NPOをはじめとする多様な民間主体との」の民間とは、どこまでを考えているのか。民間といった場合、事業所関係の含めての意味なのか。

(事務局) 多様な主体といった場合には、NPOなどに限らず、企業であるとか、それこそ、町内会であるとか、民間の諸団体が入ると理解している。なお、国土審議会計画部会の中とりまとめの中では、「NPOや地縁型のコミュニティ、企業を含めた多様な民間主体」と表現されている。

○ 県の計画提案に「国際ゲートウェイ機能の強化」があるが、国が採択した場合、国の支援策はどういったものなのか、明確に出ているのか。また、本県の取組の中に道路等にかかる国直轄事業負担金の負担と書いてあるが、負担金の割合等はどうなっているのか。

(事務局) 全国計画の中では具体的なプロジェクト名まであげた形での記載はされない。千葉県も抽象化して書いている。広域地方計画の中では具体的なプロジェクト名が記載されるということになると思う。実効性の確保の部分については、広域地方計画協議会の中でも、都県市から国土交通省・地方整備局に、要望・意見が寄せられている。これに対して、国土交通省は、個別の事業でできるだけ協力していくとか、今通常国会で提案が予定されている地域の活性化に資する基盤整備の推進に関する法律の中の新たな交付金の制度などにより実効性を担保するという話があった。なお、もう一点の高速道路ネットワークの整備の国直轄事業負担金の負担割合は3分の1となっている。金額については、手元に資料がないので、即答できない。

(4) 報告事項③：国土利用計画（全国計画）の改定について

○ 説明に「うるわしくゆとりある国土利用の観点」という説明があったが、今の社会現象の中で、国土が荒れているとか、いろいろな問題が生じていると思うが、そういうところを整備しながら、相応しい国土に変えていく、環境に配慮するといった面があるのか。

(事務局) 美しい国土を形成していくためには、当然、環境の保全ということは重要になっている。環境問題への対応とともに、景観、さらには、歴史的・文化的な風土の保存など、それらを総合した取り組みが必要ではないかと考えている。

(近藤委員)

○ 最近、テレビ・新聞などで報道されているいわゆる地球環境問題がある。そういったものを受けての背景があるのか。地球の環境を保全していくといったような意味合いも、込められているのかという期待を持っている。

(事務局)資料の4-2の3ページ、「環境と共生を重視した国土利用の観点」の中で、「環境と共生を重視した国土利用」、「省CO₂型都市構造への転換」、「再生可能な有機性資源(バイオマス)の利活用の促進」、「エコロジカルネットワークの形成」を図っていくといった考え方が書き込まれている。

(5) 報告事項④：千葉県国土利用計画について

○ スケジュールからいくと、4月から6月の間に第1回、7月から9月の間に第2回、10月から12月の間に3回・4回ということで、頻度を高めた審議会が予想される。事務局も大変だろうが、国との連絡も取りながら、この審議会で、有意義な議論ができるような準備をお願いしたい。

○ 第3次計画は、住宅地については、新規の必要面積を中心に算定していると思うが、第4次では、新たな土地需要を新規開発だけではなく、低未利用地のリノベーション等である程度吸収する前提の視点を取り込んだ上で策定すると、非常に特色のあるものになるのではないかと。

(事務局)第3次計画の検証で、利用区分ごとの算定方法を記載してあるが、第4次については、これをそのまま踏襲するのではなく、算定の仕方につきましても議論した上で、算定したい。指摘のあった低未利用地の利用なども考慮し、十分議論した上で算定していきたいと考えている。

○ 調査検討部会では、昨年3月に中間報告を出したが、この後はどうなるのか。

(事務局)中間報告でいただいた様々な提案・提言を次の計画の策定に生かしていきたい。

○ 中間報告の中の、「新たなシステムづくり」でいくつか制度の提案をしが、モニタリング制度や計画評価というものが、この第4次を踏まえたところで、どのように配慮されているのか。

(事務局)モニタリングについては、すでに関係部局の担当者ベースでワーキンググループをつくり、検討を始めたところである。計画評価制度については、すぐに導入できるかどうかについては、ステップを踏まなければいけないと考えている。今後、庁内ワーキンググループ等で検討していきたいと考えている。